

請 願 文 書 表

長野市議会（平成26年 9 月定例会）

受理年月日	26. 9. 10	請 願 者	長野市三輪五丁目 3 番0403号 長野市聴覚障害者協会 会長 吉 池 隆 幸
受 理 番 号	33		
所管委員会	福 祉 環 境		
結 果	採 択		
要 旨			
<p>「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出を求める請願 （ 請 願 趣 旨 ）</p> <p>手話とは、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語です。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。</p> <p>しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があります。</p> <p>平成18年12月に国連総会において採択された障害者の権利に関する条約には、「手話は言語」であることが明記されております。</p> <p>障害者の権利に関する条約の批推に向けて、政府は国内法の整備を進め、平成23年 8 月に改正された障害者基本法では「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、また、同法第22条では、国及び地方公共団体に対して障害者の意思疎通のための情報確保等の施策を義務付けております。</p> <p>以上を踏まえ、貴議会におかれましては、下記の項目について、国に意見書を提出することを求めます。</p> <p style="text-align: center;">（ 請 願 項 目 ）</p> <p>手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。</p>			